

生活保護法施行細則（平成8年3月25日 規則第7号） 【抜粋】

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 福祉事務所長は、法第19条第2項の規定により保護を実施したときは、速やかに、当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所の長にその旨を通知しなければならない。

2 被保護者がその居住地を他の福祉事務所の所管区域内に移転したときは、当該被保護者の移転前の居住地を所管する福祉事務所の長は、速やかに、必要な決定を行い、次の各号に掲げる書類の写しを添えて、当該被保護者の移転後の居住地を所管する福祉事務所の長にその旨を通知しなければならない。

- （1） 保護台帳
- （2） 保護決定調書
- （3） ケース記録票
- （4） その他保護の決定又は実施について必要と認められる書類

（保護開始（変更）申請書等）

第3条 法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、保護開始（変更）申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類（保護の変更の申請にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

- （1） 収入申告書
- （2） 給与証明書
- （3） 資産申告書
- （4） その他知事が必要と認める書類

3 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書（様式第2号）によらなければならない。

(様式第1号) (第3条関係)

町村役場受付月日	
----------	--

ケース番号	
福祉事務所	受付月日

保護開始(変更)申請書

年 月 日

福祉事務所長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

要保護者との関係

生活保護法の規定に基づき、下記のとおり保護の開始(変更)を申請します。

記

現在住んでいる所					本籍地				現在地に 住み着いた時期	年 月
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	職業	健康状態	
	1			世帯主						
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
9										
別の所に 住んでいる者	氏名		住所			職業				
生活を援助 している 者の状況	世帯主との 関係	氏名		住所			援助の内容			
保護の開始又は 変更を必要とする 理由										

# 葬 祭 扶 助 申 請 書

年 月 日

福祉事務所長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

死者との関係



生活保護法の規定に基づき、下記のとおり葬祭扶助を申請します。

記

死 者	氏 名		生年月日	年	月	日
	死 亡 年月日	年	月	日	死亡時の 住所又は 居 所	
葬祭予定日		年 月 日				
葬 祭 に 要 す る 費 用						
火 葬 料	死体運搬費 又は葬儀用 自動車料金	そ の 他	計	遺 留 金 額	差引不足額	
円	円	円	円	円	円	

(下欄へは記入しないでください。)

葬 祭 扶 助 費 認 定 調 書					
基 準 額 A	加 算 額		特 別 基 準 額 D	遺 留 金 E	扶 助 額
	火 葬 料 B	自 動 車 料 金 C			
級 地  大 人  小 人	条例の額 a	実費又は限度 額(低い方 a	(内訳)		(A+B+C+D-E)
	基準に含まれ ている額 b	基準に含まれ ている額 b			
円	(a-b) 円	(a-b) 円	円	円	円